

新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃は、当会にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当事業所としては国及び県からの通知をもとに、刻々と変化する状況に応じ、関係機関と連絡を取りながら適切に対応をしていきます。館内では、インフルエンザ予防と同様に、手洗いやうがいの励行等の取り組みを進めていきます。ご家庭でも感染予防にご配慮いただくとともに、感染が疑われる症状があるときには、速やかに医療機関や保健所にご相談ください。また、当事業所にもご一報いただきますようお願いいたします。

<当事業所では、以下のような基準をもとに出勤停止の判断をします>

- ① 風邪の症状や発熱が4日以上続く場合(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)。ただし、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患等がある利用者等は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合とする。
- ② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合
- ③ 保健所が実施する新型コロナウイルスの感染を確認する検査の対象となった場合
- ④ 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ⑤ その他、管理者が新型コロナウイルスに感染している疑いがあると判断した場合

新型コロナウイルス感染症

別紙リーフレットでご確認ください。